

津市住宅改修理由書作成支援費支給事業実施要綱

令和4年3月31日訓第48号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費等」という。）の支給の申請に係る住宅改修が必要な理由書（以下「住宅改修理由書」という。）を作成した者に住宅改修理由書作成支援費（以下「支援費」という。）を支給する事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 支援費の支給の対象となる者は、本市の介護保険の被保険者に係る住宅改修理由書を作成した者又はその者が所属する事業者（以下「住宅改修理由書作成事業者」という。）とする。

2 前項の住宅改修理由書は、次の各号のいずれかに該当する者が住宅改修費等の支給の申請を行う者（法第46条第1項に規定する居宅介護サービス計画費又は法第58条第1項に規定する介護予防サービス計画費の支給を受けた者を除く。）のために作成したものでなければならない。

- (1) 介護支援専門員
- (2) 作業療法士
- (3) 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者
- (4) 地域包括支援センター職員
- (5) 2級建築士以上の資格を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる資格等を有する者

(支援費の額)

第3条 住宅改修理由書作成事業者に対して支給する支援費の額は、住宅改修理由書の作成1件につき2,000円とする。

(支援費の請求)

第4条 住宅改修理由書作成事業者は、支援費を請求しようとするときは、別に定める請求書及び事業実績報告書に、住宅改修理由書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該住宅改修理由書作成事業者に対し、支援費を支給するものとする。

(不正利得の返還)

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により支援費の支給を受けた者がいるときは、当該支援費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和4年4月1日から施行する。